

消費税及び地方消費税の 申告書（一般用）の書き方

法人用

税務署

- この「書き方」では、令和5年10月1日以後に終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表」及び「消費税及び地方消費税の申告書第二表」と、これに添付する次の付表について、法人向けに一般的な事項を説明します。
 - ※ 上記以外の場合は、国税庁ホームページに掲載している「過去分の手引等（消費税関係）」をご覧ください。
 - ・ 付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（R5.10.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（R5.10.1以後終了課税期間用）
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用せずに、消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限ります。）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
 - ※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみをの還付申告書）には添付する必要はありません。
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった事業者の方については、「2割特例」を適用することができます。
 - ※ 「2割特例」とは、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる仕組みです。2割特例を適用する場合は「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください（この手引きは、国税庁ホームページにも掲載しています。）。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp>）。
- 納税者の方からの税に関する相談については「国税相談専用ダイヤル」で受け付けています。下記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください（「電話相談センター」につながります。）。

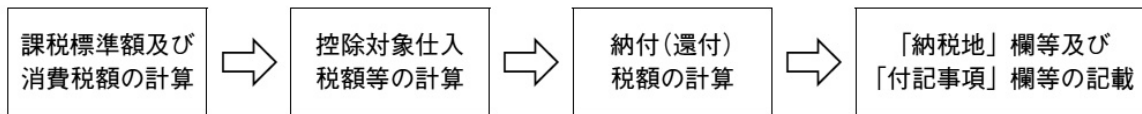
国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル） 0570 - 00 - 5901（全国一律料金）

【受付時間】 平日 8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

〈令和5年11月作成〉

《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



⚠ この「書き方」は、申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表1-3を用いて計算する）場合について説明しています。

旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1を用いて計算します。

この場合の申告書の作成手順については、パンフレット「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方（令和2年4月）」を参考にしてください。

パンフレットや使用する付表は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

消費税の税率と軽減税率制度

○ 消費税率等

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を税率ごとに区分経理した帳簿等に基づき作成する必要があります。

○ 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 酒類・外食を除く飲食料品、② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

○ 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

《帳簿と区分記載請求書等の記載事項》

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 [*]
	[*] 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

- (注1) 3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- (注2) 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

○ 中小事業者の税額計算の特例（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率制度が実施された令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間（適用対象期間）において、売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が5,000万円以下の事業者をいいます。）に対して、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができる特例が設けられています。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

1 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

→ 第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

2 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

→ 第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

3 上記1及び2の割合の計算が困難な場合

1及び2の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

※ 「困難な」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等をいいますので、困難の度合いは問いません。

→ 上記1又は2記載の様式を作成する必要があります。

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。

◆ 令和5年10月1日から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されました。詳細については次ページをご覧ください。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（令和5年10月1日～）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下で、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿と、「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書（インボイス）等の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度を選択している場合や2割特例を適用する場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

○ 適格請求書の記載事項

※ 適格請求書に必要な記載事項は以下のとおりです。

様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。

○ 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

適格請求書発行事業者は、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じ適格請求書を交付し、その写しを保存しなければなりません。

また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、消費税の申告が必要です。

○ 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日について、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

<仕入税額相当額の一定割合>

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日まで・・・80%控除可能
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日まで・・・50%控除可能

5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。

この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者・法人共通）」をご覧ください（この手引きは、国税庁ホームページに掲載しております）。

（注1）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む申告については、2割特例の適用を受けることはできません。

（注2）課税事業者が適格請求書発行事業者となった場合であっても、当該適格請求書発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

（注3）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、資本金1,000万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、適格請求書発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

○ 適格請求書発行事業者として登録を受けるための登録申請手続

適格請求書発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」をご確認ください。

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（法人の場合、原則として法人名、本店又は主たる事務所の所在地、登録番号及び登録年月日）が公表されます。

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する相談窓口について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するご相談は、下記のインボイスコールセンターや各税務署でお受けしておりますが、その他にも、制度に関する補助金、取引のお悩み、経営など、関係省庁等が連携して各種の相談窓口をご用意しています。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する様々なお困りごとについて、どの窓口に相談すべきかを容易に検索できるよう、相談内容別の相談窓口一覧を「インボイス制度特設サイト」に掲載しておりますので、是非ご利用ください。

インボイス制度
特設サイト



○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して「税務職員ふたば」が自動でお答えします。

上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットの
ご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するご相談は、以下で受け付けております。

インボイス制度電話相談センター（インボイスコールセンター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

※ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押していただいてもつながります（適格請求書等保存方式（インボイス制度）以外の国税に関するご相談は「1」になります。）。

① 特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告が必要となります（下記参照）。リバースチャージ方式による申告書の書き方については、27ページをご覧ください。

リバースチャージ方式による申告が必要な場合について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

○ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」について

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされています。このため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

○ 「特定役務の提供」について

国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ & A等をご覧ください。



○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限について

国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産^{*1}又は調整対象自己建設高額資産^{*2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することとなります。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。



❖ 作成した申告書は、提出期限内に納税地を所轄する税務署又は業務センター（注）に提出してください。
ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

※ 基準期間において免税事業者であった場合は、基準期間における課税売上高には消費税が含まれていませんので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜きの処理を行う必要はありません。

（注）国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

送付先を調べる

なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。



❖ 適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、登録の効力が失われ
ない限り、免税事業者となりません。

❖ 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当する法人（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

※ 次の①又は②の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。

また、この間は簡易課税制度を適用することもできません。

① 新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中

② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中

⚠ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例

- ① 事業者が一般課税で確定申告を行う課税期間中に、高額特定資産（又は自己建設高額特定資産）の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日）の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日（又は当該建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

（注）自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

- ② 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

⚠ 免税事業者に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、原則、還付を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

⚠ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

なお、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

また、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

○ 法人に係る消費税の申告期限の特例について

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度*以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限が1月延長されます。

※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、通算法人の場合のその提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。

(注) この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

○ e-Taxの義務化について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

1 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。） なお、通算法人は、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

○ e-Taxの利用について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

○ 還付申告を提出される方へ

国税の還付金が発生し、口座振込を希望する場合には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しています。

e-Taxを利用して還付申告を提出した方は、希望により「国税還付金振込通知書」の送付に代えて、e-Taxメインメニューの「通知書等一覧」から通知の内容を確認することが出来ます。

書面での保存が不要となるなどのメリットがありますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。



≪令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算について、割戻し計算を適用する場合≫

※ 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算について積上げ計算を適用する場合の申告書の記載方法は27ページをご覧ください。

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に掲載していますので、ご覧ください。

設 例

株式会社国税商事の当課税期間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、株式会社国税商事は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者です。

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に係る売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算を適用しています。

また、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引はありません。売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例は適用していません。

（単位：円）

項 目	税率 6.24% 適 用 分	税率 7.8% 適 用 分	合 計 額
1 売上高			
(1) 課税売上高（税込み）	203,878,000	135,400,000	339,278,000
(2) 免税売上高	—	—	11,000,000
(3) 非課税売上高	—	—	7,000,000
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	4,521,120	4,400,000	8,921,120
3 課税仕入れの金額（税込み）			
(1) 令和5年1月1日～9月30日までの間の課 税仕入れの金額及び令和5年10月1日～12月 31日までの間の適格請求書発行事業者からの 課税仕入れの金額	98,628,000	72,730,000	171,358,000
(2) 令和5年10月1日～12月31日までの間の 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕 入れの金額	21,600,000	22,000,000	43,600,000

4 仕入対価の返還等の金額（税込み）			
(1) 3(1)に係るもの	6,410,000	3,700,000	10,110,000
(2) 3(2)に係るもの	2,160,000	2,200,000	4,360,000
5 貸倒処理した金額（税込み）	—	1,230,000	1,230,000
6 中間納付消費税額	—	—	5,460,300
7 中間納付地方消費税額	—	—	1,540,000

(注 1) 金額の計算過程において生じた 1 円未満の端数については、その都度切り捨てます。

(注 2) 3(2)について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当せず、経過措置（80%控除）の適用要件を満たしています。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-3①～②欄の作成）

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率 6. 24%適用分 A

$$203,878,000 \text{ 円 (課税売上高 (税込み))} \times \frac{100}{108} = \underline{188,775,925 \text{ 円}}$$

税率 7. 8%適用分 B

$$135,400,000 \text{ 円 (課税売上高 (税込み))} \times \frac{100}{110} = \underline{123,090,909 \text{ 円}}$$

合計 C

$$188,775,925 \text{ 円} + 123,090,909 \text{ 円} = \underline{311,866,834 \text{ 円}}$$

(注 1) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「課税標準額①」欄

■ 1 で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率 6. 24%適用分 A

$$188,775,925 \text{ 円} \Rightarrow \underline{188,775,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率 7. 8%適用分 B

$$123,090,909 \text{ 円} \Rightarrow \underline{123,090,000 \text{ 円}} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計 C

$$188,775,000 \text{ 円} + 123,090,000 \text{ 円} = \underline{311,865,000 \text{ 円}}$$

■ 3 「消費税額②」欄

■ 2 で算出した課税標準額に 6.24%又は 7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率 6. 24%適用分 A

$$188,775,000 \text{ 円} \times 6.24\% = \underline{11,779,560 \text{ 円}}$$

税率 7. 8%適用分 B

$$123,090,000 \text{ 円} \times 7.8\% = \underline{9,601,020 \text{ 円}}$$

合計 C

$$11,779,560 \text{ 円} + 9,601,020 \text{ 円} = \underline{21,380,580 \text{ 円}}$$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（令和5年9月30日まで）》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額をそれぞれ控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧消費税法施行規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧消費税法施行規則第22条第1項の規定を適用することができます。

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

$$203,878,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 4,521,120 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = \underline{\underline{184,589,703 \text{ 円}}}$$

税率7.8%適用分 B

$$135,400,000 \text{ 円} \times \frac{100}{110} - 4,400,000 \text{ 円} \times \frac{100}{110} = \underline{\underline{119,090,909 \text{ 円}}}$$

合計 C

$$184,589,703 \text{ 円} + 119,090,909 \text{ 円} = \underline{\underline{303,680,612 \text{ 円}}}$$

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税売上額（税抜き）を計算します。

■ 2 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を②欄に記載します。

設例の場合は、免税売上高 11,000,000 円 を記載します。

（注） 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

■ 3 「課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③) ④」欄

$$303,680,612 \text{ 円} + 11,000,000 \text{ 円} = \underline{314,680,612 \text{ 円}}$$

■ 4 「課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額) ⑤」欄

$$\underline{314,680,612 \text{ 円}}$$

■ 5 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で、**課税売上割合の分母に参入すべき金額**を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高 7,000,000 円 を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。)の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 6 「資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥) ⑦」欄

$$314,680,612 \text{ 円} + 7,000,000 \text{ 円} = \underline{321,680,612 \text{ 円}}$$

■ 7 「課税売上割合 (④/⑦) ⑧」欄

$$\frac{303,680,612 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000 \text{ 円 (免税売上額)}}{303,680,612 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000 \text{ 円 (免税売上額)} + 7,000,000 \text{ 円 (非課税売上額)}} \\ = \frac{314,680,612 \text{ 円 (④欄)}}{321,680,612 \text{ 円 (⑦欄)}} = 97.823\cdots\% \geq 95\%$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

設例の場合は、97% を記載します。

■ 8 「課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み) ⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

$$98,628,000 \text{ 円} - 6,410,000 \text{ 円} = \underline{92,218,000 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$72,730,000 \text{ 円} - 3,700,000 \text{ 円} = \underline{69,030,000 \text{ 円}}$$

合計 C

$$92,218,000 \text{ 円} + 69,030,000 \text{ 円} = \underline{161,248,000 \text{ 円}}$$

(注1) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額(税込み)を記載します。

(注2) 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受けた場合、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象となりませんので、その課税仕入れ等の支払対価の額(税込み)は含めずに記載します。

■ 9 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) \quad (\text{注})$$

(注) 仕入れに係る対価の返還等につき適格返還請求書の交付を受けている場合には、仕入対価の返還等に係る税額は当該適格返還請求書に記載された消費税額等に78/100を乗じて算出した金額とすることもできます。

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

$$98,628,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} - 6,410,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = \underline{5,328,151 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$72,730,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} - 3,700,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = \underline{4,894,855 \text{ 円}}$$

合計 C

$$5,328,151 \text{ 円} + 4,894,855 \text{ 円} = \underline{10,223,006 \text{ 円}}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑤」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑯」欄に記載します。

■ 10 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪」欄

課税期間中の適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

$$21,600,000 \text{ 円} - 2,160,000 \text{ 円} = \underline{19,440,000 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$22,000,000 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円} = \underline{19,800,000 \text{ 円}}$$

合計 C

$$19,440,000 \text{ 円} + 19,800,000 \text{ 円} = \underline{39,240,000 \text{ 円}}$$

■ 11 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」欄

税率6.24%適用分 A

$$21,600,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} - 2,160,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = 1,123,200 \text{ 円}$$

$$1,123,200 \text{ 円} \times \frac{80}{100} = \underline{898,560 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$22,000,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} - 2,200,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = 1,404,000 \text{ 円}$$

$$1,404,000 \text{ 円} \times \frac{80}{100} = \underline{1,123,200 \text{ 円}}$$

合計 C

$$898,560 \text{ 円} + 1,123,200 \text{ 円} = \underline{2,021,760 \text{ 円}}$$

■12 「課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯) ⑰」欄

税率6.24%適用分 A

5,328,151 円 + 898,560 円 = 6,226,711 円

税率7.8%適用分 B

4,894,855 円 + 1,123,200 円 = 6,018,055 円

合計 C

6,226,711 円 + 6,018,055 円 = 12,244,766 円

■13 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑱」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑲～㉒」欄

- ❖ **課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は**、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑰欄の金額をそのまま⑱欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が97.823…%ですので⑰A欄の6,226,711円をそのまま⑱A欄に、⑰B欄の6,018,055円をそのまま⑱B欄に、⑰C欄の12,244,766円をそのまま⑱C欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

- ❖ **課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は**、適用する控除方式に応じて記載します。

(1) **個別対応方式の場合は**、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑲欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑳欄に記載し、㉑欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(2) **一括比例配分方式の場合は**、㉒欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

■14 「差引・控除対象仕入税額㉓」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉓欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉔」欄に記載します。

税率6.24%適用分 A

6,226,711 円

税率7.8%適用分 B

6,018,055 円

合計 C

12,244,766 円

■15 「貸倒回収に係る消費税額㉕」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表 1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の⑳A欄と㉔A欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の⑳B欄と㉔B欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表 2-3 の㉖A欄の金額 6,226,711 円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表 2-3 の㉖B欄の金額 6,018,055 円を記載します。

合計 C

6,226,711 円 + 6,018,055 円 = 12,244,766 円（付表 2-3㉖C から転記）

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分 A

4,521,120 円（売上対価の返還等の金額（税込み）） × $\frac{6.24}{108}$ = 261,220 円

税率7.8%適用分 B

4,400,000 円（売上対価の返還等の金額（税込み）） × $\frac{7.8}{110}$ = 312,000 円

合計 C

261,220 円 + 312,000 円 = 573,220 円

（注）売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分 A

■ 3 の金額 261,220 円を記載します。

税率7.8%適用分 B

■ 3 の金額 312,000 円を記載します。

合計 C

261,220 円 + 312,000 円 = 573,220 円

■ 5 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率7.8%適用分 B

1,230,000円（貸倒金額） × $\frac{7.8}{110}$ = 87,218円

合計 C

87,218円

■ 6 「控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦」欄

税率6.24%適用分 A

$$6,226,711 \text{ 円} + 261,220 \text{ 円} = \underline{6,487,931 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$6,018,055 \text{ 円} + 312,000 \text{ 円} + 87,218 \text{ 円} = \underline{6,417,273 \text{ 円}}$$

合計 C

$$6,487,931 \text{ 円} + 6,417,273 \text{ 円} = \underline{12,905,204 \text{ 円}}$$

■ 7 「差引税額 (②+③-⑦) ⑨」欄

表示の計算式 (②+③-⑦) により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$21,380,580 \text{ 円} - 12,905,204 \text{ 円} = 8,475,376 \text{ 円} \Rightarrow \underline{8,475,300 \text{ 円}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

■ 8 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

⑨欄の金額 8,475,300 円 を記載します。

■ 9 「譲渡割額納税額⑬」欄

⑪欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$8,475,300 \text{ 円} \times \frac{22}{78} = 2,390,469 \text{ 円} \Rightarrow \underline{2,390,400 \text{ 円}} \text{ (百円未満切捨て)}$$

V 消費税及び地方消費税の申告書 (一般用) 第二表の作成

付表 1-3、2-3 の計算が終わりましたら、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目	
課税標準額	①	付表 1-3 ① C 欄の金額	
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表 1-3 ①-1 A 欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表 1-3 ①-1 B 欄の金額
		⑦	付表 1-3 ①-1 C 欄の金額
消費税額	⑪	付表 1-3 ② C 欄の金額	
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表 1-3 ② A 欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表 1-3 ② B 欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰	付表 1-3 ⑤ C 欄の金額	
売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表 1-3 ⑤-1 C 欄の金額	
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 1-3 ⑪ 欄 (プラスの場合) 又は⑩欄 (マイナスの場合) の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表 1-3 ⑪ 欄 (プラスの場合) 又は⑩欄 (マイナスの場合) の金額

VI 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表1-3、2-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
課税標準額	①	申告書第二表①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表⑪欄の金額	
控除過大調整税額	③	付表 1-3 ③C欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表 1-3 ④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表 1-3 ⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表 1-3 ⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 1-3 ⑧欄の金額	
差引税額	⑨	付表 1-3 ⑨欄の金額	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表 2-3 ④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表 2-3 ⑦欄の金額

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は5,460,300円）。

（注1）当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。

なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

（注2）税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

（注3）納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■ 2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

付表1-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目			転記元項目
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表 1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表 1-3 ⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表 1-3 ⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表 1-3 ⑬欄の金額

(1) 「中間納付譲渡割額⑲」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は1,540,000円）。

- (注1) この課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。
 なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。
- (注2) 税務署から送付された申告書の「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されません。
- (注3) 納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付譲渡割額⑳」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉑」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■ 3 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額㉒」欄の記載

$(⑪ + ⑫) - ((⑧ + ⑬) + ⑲ + ㉑)$ の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください。）。

■ 1 申告書第一表及び第二表の「納税地」欄等の記載

- (1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
ただし、本店又は主たる事務所の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。
- (2) 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。
なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。
- (3) 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。
- (4) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。
- (5) 「自^{平成}_{令和}年 月 日 至令和 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。
なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。
(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。
- (6) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。
なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■ 2 申告書第一表の「付記事項」欄等の記載

- (1) 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付すとともに、基準期間の課税売上高を記載してください。
イ 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年改正省令附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください。この経過措置については、13ページをご覧ください。
ロ 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載してください。
- (2) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額②⑥」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関等を次により記載してください。
イ 銀行等の預金口座の場合
金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。
ロ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合
貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- (3) 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■ 3 申告書第一表の「税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）」欄の記載

2割特例を適用する場合は、○印を付してください。なお、2割特例については、5ページを参照してください。

■ 4 申告書第二表の「改正法附則による税額の特例計算」欄の記載

「改正法附則による税額の特例計算」欄には、売上げを税率の異なるごとに区分して合計することが困難な中小事業者が、軽減売上割合（10営業日）の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第38条第1項）又は小売等軽減仕入割合の特例（同附則第38条第2項）を適用する場合、該当する箇所○印を付してください。

○ 電子帳簿等保存制度について

帳簿書類については、電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存法等の特例に関する法律）の規定に基づき、一定の要件を満たした上で電子データの形式で保存することが可能です。市販の会計ソフト等で電子帳簿保存法の要件を満たすものとして確認を受けたものには、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが表示されていますので、導入される際にご参考ください。

なお、訂正・削除の履歴が残る等の一定の条件を満たす優良な電子帳簿である場合には、あらかじめ届け出ることによって過少申告加算税が軽減される制度がありますので、こちらの導入もぜひご検討ください。

また、法人が、取引相手との間で、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書等の書類に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、これらの書類に相当する内容の記載された電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要がありますので、ご注意ください（電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録の保存）。

おって、これらの詳細については、国税庁ホームページ「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しているパンフレット・Q & A（一問一答）などをご確認ください。

【J I I M A 認証情報リスト
（国税庁HP）】



（J I I M A 認証マーク例）

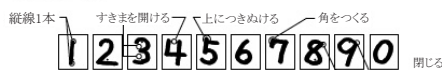


【電子帳簿等保存
制度特設サイト】



❗ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマスの中にていねいに記入してください。

（記入例） ○ 良い例



× 悪い例



○ マイナンバー制度について

平成28年1月から導入されたマイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



令和 年 月 日		税務署長殿
納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)	
(フリガナ)	カフシキカ イシャ コクセイ ショウジ	
法人名	株式会社 国税商事	
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
(フリガナ)	コクセイ カズオ	
代表者氏名	国税 一夫	

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替 継続 希望
※ 所管	要否 整理番号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和	年 月 日

法人用

第一表

自 平成 年 月 日
(令和) 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 1 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
の場合
対象期間 至 令和 年 月 日)

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①	3	1 / 1 8 6 5 0 0 0
消費税額	②	2	1 3 8 0 5 8 0
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④	1	2 2 4 4 7 6 6
返還等対価に係る税額	⑤		5 7 3 2 2 0
貸倒れに係る税額	⑥		8 7 2 1 8
控除税額小計	⑦	1	2 9 0 5 2 0 4
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨	8	4 7 5 3 0 0
中間納付税額	⑩	5	4 6 0 3 0 0
納付税額	⑪	3	0 1 5 0 0 0
中間納付還付税額	⑫		0 0
この申告書が修正申告である場合	⑬		
差引納付税額	⑭		0 0
課税売上	⑮	3	1 4 6 8 0 6 1 2
割合	⑯	3	2 1 6 8 0 6 1 2
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		
差引税額	⑱	8	4 7 5 3 0 0
還付額	⑲		
納税額	⑳	2	3 9 0 4 0 0
中間納付譲渡割額	㉑	1	5 4 0 0 0 0
納付譲渡割額	㉒	8	5 0 4 0 0 0
中間納付還付譲渡割額	㉓		0 0
この申告書が修正申告である場合	㉔		
差引納付譲渡割額	㉕		0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3	8 6 5 4 0 0

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 上記以外	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
		<input type="checkbox"/>	一括配分方式			
基準期間の課税売上高					350,000 千円	
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	<input type="checkbox"/>				42
還す付るを金融機関と等	銀行			本店・支店		
	金庫・組合			出張所		
	農協・漁協			本所・支所		
	預金	<input type="checkbox"/>	口座番号			
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号			-		
	郵便局名等					
	(個人の方) 公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/>				
※税務署整理欄						
税理士名						
	(電話番号	-	-)		
	税理士法第30条の書面提出有	<input type="checkbox"/>				
	税理士法第33条の2の書面提出有	<input type="checkbox"/>				

㉖ = (11 + 22) - (8 + 12 + 19 + 23)・修正申告の場合㉖ = 14 + 25
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に⑪欄の数字を記載し、
⑬欄×22/78から算出された金額を㉖欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクセイイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
(フリガナ)	コクセイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

自 令和 5年 / 月 / 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日)

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②	<input type="text"/>	02
	4%適用分	③	<input type="text"/>	03
	6.3%適用分	④	<input type="text"/>	04
	6.24%適用分	⑤	<input type="text"/>	05
	7.8%適用分	⑥	<input type="text"/>	06
(②～⑥の合計)		⑦	<input type="text"/>	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧	<input type="text"/>	11
	7.8%適用分	⑨	<input type="text"/>	12
(⑧・⑨の合計)		⑩	<input type="text"/>	13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	21	
※申告書(第一表)の②欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑪の内訳	3%適用分	⑫	<input type="text"/>	22
	4%適用分	⑬	<input type="text"/>	23
	6.3%適用分	⑭	<input type="text"/>	24
	6.24%適用分	⑮	<input type="text"/>	25
	7.8%適用分	⑯	<input type="text"/>	26

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	<input type="text"/>	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	<input type="text"/>	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳～㉓の合計)	⑳	<input type="text"/>	41
	4%適用分	㉑	<input type="text"/>	42
	6.3%適用分	㉒	<input type="text"/>	43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	<input type="text"/>	44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・1・1～令和5・12・31		氏名又は名称		株式会社 国税商事	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 188,775,000		円 123,090,000		円 311,865,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ 188,775,925		※第二表の⑥欄へ 123,090,909		※第二表の⑦欄へ 311,866,834	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		①・2 /		※第二表の⑨欄へ /		※第二表の⑩欄へ /	
消費税額 ②		11,779,560		9,601,020		21,380,580	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の②・③A欄の合計金額) /		(付表2-3の②・③B欄の合計金額) /		※第一表の③欄へ /	
控除税額	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の④A欄の金額) 6,226,711		(付表2-3の④B欄の金額) 6,018,055		※第一表の④欄へ 12,244,766	
	返還等対価に係る税額 ⑤	261,220		312,000		※第二表の⑪欄へ 573,220	
	⑤の 売上げの返還等対価に係る税額 ⑤・1	261,220		312,000		※第二表の⑫欄へ 573,220	
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤・2	/		/		※第二表の⑬欄へ /	
	貸倒れに係る税額 ⑥	/		87,218		※第一表の⑥欄へ 87,218	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	6,487,931		6,417,273		※第一表の⑦欄へ 12,905,204	
	控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	/		/		※第一表の⑧欄へ /	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	/		/		※第一表の⑨欄へ 8,475,300		
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩	/		/		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑭及び⑮欄へ /	
	差引税額 (⑨) ⑪	/		/		※第一表の⑪欄へ ※第二表の⑭及び⑮欄へ 8,475,300	
譲渡割額	還付額 ⑫	/		/		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ /	
	納税額 ⑬	/		/		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 2,390,400	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		額5・1・1 ~ 額5・12・31	氏 名 又 は 名 称	株式会社 国税商事
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
		円	円	円
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	184,589,703	119,090,909	303,680,612
免 税 売 上 額	②			11,000,000
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			314,680,612
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			314,680,612
非 課 税 売 上 額	⑥			7,000,000
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			321,680,612
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[97 %]
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨	92,218,000	69,030,000	161,248,000
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	5,328,151	4,894,855	10,223,006
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪	19,440,000	19,800,000	39,240,000
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫	898,560	1,123,200	2,021,760
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬			
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰の金額)	⑱	6,226,711	6,018,055	12,244,766
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 上 の 場 合	⑲			
個 別 対 応 方 式	⑲			
個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 する 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [(⑲+⑳)×④/⑦]	㉑			
一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 する 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑰×④/⑦)	㉒			
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓			
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔			
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕			
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、㉑)又は⑳の金額]±㉓±㉔±㉕	㉖	6,226,711	6,018,055	12,244,766
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、㉑)又は⑳の金額]±㉓±㉔±㉕	㉗			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘			

注 意
 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨、⑩及び⑬欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑩及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

《令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算において積上げ計算を適用する場合》

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に掲載していますので、ご覧ください。

設 例

霞商会株式会社の当課税期間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の課税売上高等の状況は以下のとおりです。

なお、霞商会株式会社は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者です。

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に係る売上税額及び仕入税額の計算については積上げ計算を適用しています。

また、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引はありません。売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例は適用していません。

（単位：円）

項 目	税 率 6 . 2 4 % 適 用 分	税 率 7 . 8 % 適 用 分	合 計 額
1 売上高			
(1) 課税売上高（税込み）			
イ 令和5年1月1日～9月30日までの間	0	254,800,000	254,800,000
ロ 令和5年10月1日～12月31日までの間	0	54,160,000	54,160,000
(適格請求書等の消費税額等積上げ合計額)	0	(4,923,000)	(4,923,000)
(2) 免税売上高			15,000,000
(3) 非課税売上高			32,000,000
2 売上対価の返還等の金額	—	—	—
3 課税仕入れの金額			
(1) 令和5年1月1日～9月30日までの間	6,160,000	155,480,000	161,640,000
イ 課税売上げにのみ要するもの	0	126,760,000	126,760,000
ロ 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	6,160,000	27,404,000	33,564,000
ハ 非課税売上げにのみ要するもの	0	1,316,000	1,316,000
(2) 令和5年10月1日～12月31日までの間	0	30,313,600	30,313,600
イ 課税売上げにのみ要するもの			
(適格請求書等の消費税額等積上げ合計額)	0	(1,088,773)	(1,088,773)
(帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	0	(986,180)	(986,180)

ロ 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (適格請求書等の消費税額等積上げ金額)	0	(264,602)	(264,602)
(帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	0	(239,669)	(239,669)
ハ 非課税売上げにのみ要するもの (適格請求書等の消費税額等積上げ金額)	0	(92,540)	(92,540)
(帳簿等の消費税額等積上げ合計額)	0	(83,819)	(83,819)
4 令和5年10月1日～12月31日までの間の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額	0	8,033,400	8,033,400
課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額の積上げ合計額		(455,520)	(455,520)
イ 課税売上げにのみ要するもの	0	(314,308)	(314,308)
ロ 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	0	(81,993)	(81,993)
ハ 非課税売上げにのみ要するもの	0	(59,219)	(59,219)
5 特定課税仕入れの金額 (課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの)	—	2,400,000	2,400,000
6 中間納付税額	—	—	4,680,300
7 中間納付譲渡割額	—	—	1,320,000

(注1) 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

(注2) 4について、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引に該当せず、経過措置(80%控除)の適用要件を満たしています。

なお、経過措置(80%控除)については4ページをご覧ください。

II 課税標準額及び消費税額の計算(付表1-3①～②欄の作成)

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

課税資産の譲渡等の対価の額を次のように計算します。

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

イ 割戻し計算分

$$254,800,000 \text{円} \times \frac{100}{110} = \underline{231,636,363 \text{円}}$$

ロ 適格請求書等積上げ計算分

$$54,160,000 \text{円} - 4,923,000 \text{円} = \underline{49,237,000 \text{円}}$$

ハ イ + ロ = 280,873,363円

合計 C

$$0 \text{円} + 280,873,363 \text{円} = \underline{280,873,363 \text{円}}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①-2」欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。

税率 7.8%適用分 B 及び合計 C

2,400,000 円

(注 1) 特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

(注 2) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合には、減額した後の金額が①-2 欄の金額となります。

■ 3 「課税標準額①」欄

①-1 欄と①-2 欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

280,873,363 円+2,400,000 円=283,273,363 円 ⇒ 283,273,000 円 (千円未満切捨て)

合計 C

0 円+283,273,000 円=283,273,000 円

■ 4 「消費税額②」欄

課税標準額に係る消費税額を次のように計算します。

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

イ 割戻し計算分及び特定課税仕入れに係る支払対価の額分

231,636,363 円+2,400,000 円=234,036,363 円 ⇒ 234,036,000 円 (千円未満切捨て)

234,036,000 円×7.8%=18,254,808 円

ロ 適格請求書等積上げ計算分

4,923,000 円× $\frac{78}{100}$ = 3,839,940 円

ハ イ+ロ=22,094,748 円

合計 C

0 円+22,094,748 円=22,094,748 円

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-3の①-1B欄と同じ金額を転記します。

280,873,363円

合計 C

0円 + 280,873,363円 = 280,873,363円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税売上額（税抜き）を計算します。

■ 2 「免税売上額②」欄

15,000,000円

■ 3 「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）④」欄

280,873,363円 + 15,000,000円 = 295,873,363円

■ 4 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤」欄

④欄から転記します。

295,873,363円

■ 5 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高32,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 6 「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）⑦」欄

295,873,363円 + 32,000,000円 = 327,873,363円

■ 7 「課税売上割合（④/⑦）⑧」欄

280,873,363円（課税売上額（税抜き）） + 15,000,000円（免税売上額）

280,873,363円（課税売上額（税抜き）） + 15,000,000円（免税売上額） + 32,000,000円（非課税売上額）

$$= \frac{295,873,363 \text{円 (④欄)}}{327,873,363 \text{円 (⑦欄)}} = 90.240134\cdots\% < 95\%$$

(注1) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(注2) 課税売上割合の計算上は、課税標準となる特定課税仕入れに係る金額を考慮する必要はありません。

(注3) 課税売上割合が95%以上である場合、その課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。

設例の場合は、90%を記載します。

■ 8 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

6,160,000 円

税率7.8%適用分 B

155,480,000 円 + 30,313,600 円 = 185,793,600 円

合計 C

6,160,000 円 + 185,793,600 円 = 191,953,600 円

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

■ 9 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します^(注1)。

(1) 割戻し計算の場合

$$\left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) \quad (\text{注2})$$

(2) 適格請求書等積上げ計算や帳簿積上げ計算の場合

$$\left(\text{適格請求書等又は帳簿等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{78}{100} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) \quad (\text{注2})$$

(注1) 適格請求書等積上げ計算や帳簿積上げ計算の場合かつ課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額した後の積上げ計算金額を記載します。

(注2) 仕入れに係る対価の返還等につき適格返還請求書の交付を受けている場合には、仕入対価の返還等に係る税額は当該適格返還請求書に記載された消費税額等に78/100を乗じて算出した金額とすることもできます。

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

イ 割戻し計算分

$$6,160,000 \text{ 円} \times \frac{6.24}{108} = \underline{355,911 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

イ 割戻し計算分

$$155,480,000 \text{ 円} \times \frac{7.8}{110} = \underline{11,024,945 \text{ 円}}$$

ロ 適格請求書等積上げ計算分

$$1,088,773 \text{ 円} + 264,602 \text{ 円} + 92,540 \text{ 円} = 1,445,915 \text{ 円}$$

$$1,445,915 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{1,127,813 \text{ 円}}$$

ハ 帳簿積上げ計算分

$$986,180 \text{ 円} + 239,669 \text{ 円} + 83,819 \text{ 円} = 1,309,668 \text{ 円}$$

$$1,309,668 \text{ 円} \times \frac{78}{100} = \underline{1,021,541 \text{ 円}}$$

ニ イ + ロ + ハ = 13,174,299 円

合計 C

$$355,911 \text{ 円} + 13,174,299 \text{ 円} = \underline{13,530,210 \text{ 円}}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑩」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）⑩」欄に記載します。

- 10 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑪」欄

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

8,033,400 円

合計 C

0 円 + 8,033,400 円 = 8,033,400 円

- 11 「適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額⑫」欄

税率6.24%適用分 A

0 円

税率7.8%適用分 B

455,520 円

合計 C

0 円 + 455,520 円 = 455,520 円

(注) 仕入税額について積上げ計算を適用している場合、経過措置（80%控除・50%控除）により、課税仕入れに係る消費税額とみなされる消費税額も積上げ計算により計算する必要があります（5ページ参照）。

- 12 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑬」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払い対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率7.8%適用分 B 及び合計 C

2,400,000円

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

- 13 「特定課税仕入れに係る消費税額⑭」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額）} \times \frac{7.8}{100} - \text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100}$$

(設例の場合)

税率7.8%適用分 B 及び合計 C

$$2,400,000 \text{円} \times \frac{7.8}{100} = \underline{187,200 \text{円}}$$

- 14 「課税仕入れ等の税額の合計額⑯」欄

税率6.24%適用分 A

355,911 円 + 0 円 = 355,911 円

税率7.8%適用分 B

13,174,299 円 + 455,520 円 + 187,200 円 = 13,817,019 円

合計 C

355,911 円 + 13,817,019 円 = 14,172,930 円

■15 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑱」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合㉑～㉒」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が90.240…%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。
なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

イ 「⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの㉑」欄

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

(イ) 割戻し計算分

$$126,760,000円 \times \frac{7.8}{110} = \underline{8,988,436円}$$

(ロ) 適格請求書等積上げ計算分

$$1,088,773円 \times \frac{78}{100} = \underline{849,242円}$$

(ハ) 帳簿積上げ計算分

$$986,180円 \times \frac{78}{100} = \underline{769,220円}$$

(ニ) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ分

314,308円

(ホ) イ+ロ+ハ+ニ

$$8,988,436円 + 849,242円 + 769,220円 + 314,308円 = \underline{10,921,206円}$$

合計 C

$$0円 + 10,921,206円 = \underline{10,921,206円}$$

ロ 「⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの㉒」欄

税率6.24%適用分 A

割戻し計算分

$$6,160,000円 \times \frac{6.24}{108} = \underline{355,911円}$$

税率7.8%適用分 B

(イ) 割戻し計算分

$$27,404,000円 \times \frac{7.8}{110} + 2,400,000円 \times \frac{7.8}{100} = \underline{2,130,392円}$$

(ロ) 適格請求書等積上げ計算分

$$264,602円 \times \frac{78}{100} = \underline{206,389円}$$

(ハ) 帳簿積上げ計算分

$$239,669円 \times \frac{78}{100} = \underline{186,941円}$$

(ニ) 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ分

81,993円

(ホ) イ+ロ+ハ+ニ

$$2,130,392円 + 206,389円 + 186,941円 + 81,993円 = \underline{2,605,715円}$$

合計 C

$$355,911円 + 2,605,715円 = \underline{2,961,626円}$$

(3) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額②」欄

税率6.24%適用分 A

$$0 \text{ 円} + \left(355,911 \text{ 円} \times \frac{295,873,363 \text{ 円 (④欄)}}{327,873,363 \text{ 円 (⑦欄)}} \right) = \underline{321,174 \text{ 円}}$$

税率7.8%適用分 B

$$10,921,206 \text{ 円} + \left(2,605,715 \text{ 円} \times \frac{295,873,363 \text{ 円 (④欄)}}{327,873,363 \text{ 円 (⑦欄)}} \right) = \underline{13,272,606 \text{ 円}}$$

合計 C

$$321,174 \text{ 円} + 13,272,606 \text{ 円} = \underline{13,593,780 \text{ 円}}$$

■16 「差引・控除対象仕入税額⑥」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ⑥欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額⑦」欄に記載します。

税率6.24%適用分 A

321,174 円

税率7.8%適用分 B

13,272,606 円

合計 C

$$321,174 \text{ 円} + 13,272,606 \text{ 円} = \underline{13,593,780 \text{ 円}}$$

■17 「貸倒回収に係る消費税額⑧」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の②7 A 欄と②8 A 欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の②7 B 欄と②8 B 欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の②6 A 欄の金額321,174円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の②6 B 欄の金額13,272,606円を記載します。

合計 C

$$321,174 \text{ 円} + 13,272,606 \text{ 円} = \underline{13,593,780 \text{ 円}}$$

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑤-2」欄

(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 5 「返還等対価に係る税額⑤」欄

■ 3及び■ 4 の金額を記載します。

■ 6 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

■ 7 「控除税額小計⑦」欄

表示の計算式 (④ + ⑤ + ⑥) に従って控除税額小計を計算します。

税率6.24%適用分 A

321,174 円

税率7.8%適用分 B

13,272,606 円

合計 C

321,174 円 + 13,272,606 円 = 13,593,780 円

■ 8 「差引税額⑨」欄

表示の計算式 (② + ③ - ⑦) により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

22,094,748 円 - 13,593,780 円 = 8,500,968 円 ⇒ 8,500,900 円 (百円未満切捨て)

■ 9 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑩」欄

⑨欄の金額 8,500,900 円を記載します。

■ 10 「譲渡割額・納税額⑬」欄

⑩欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満を切り捨てた金額を記載します。

8,500,900 円 × $\frac{22}{78}$ = 2,397,689 円 ⇒ 2,397,600 円 (百円未満切捨て)

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-3及び付表2-3の作成が終わりましたら、付表1-3から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額		①	付表 1-3 ① C 欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表 1-3 ①-1 A 欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表 1-3 ①-1 B 欄の金額
		⑦	付表 1-3 ①-1 C 欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	付表 1-3 ①-2 B 欄の金額
		⑩	付表 1-3 ①-2 C 欄の金額
消費税額		⑪	付表 1-3 ② C 欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表 1-3 ② A 欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表 1-3 ② B 欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表 1-3 ⑤ C 欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表 1-3 ⑤-1 C 欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表 1-3 ⑤-2 C 欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 1-3 ⑪ 欄（プラスの場合） 又は⑩ 欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表 1-3 ⑪ 欄（プラスの場合） 又は⑩ 欄（マイナスの場合）の金額

ここまで、作成が終わりましたら、19ページ～22ページを参考に申告書第一表の各欄及び申告書第二表のその他の項目を記載してください。

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	千代田区霞が関〇-〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カシミヨウカイ カフシキカ イシヤ
法人名	霞商会 株式会社
法人番号	100000000000000000
(フリガナ)	カシミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替 継続 希望
※ 所管	要否 整理番号
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認
指 導 年 月 日	相談 区分1 区分2 区分3
令和	

法人用

第一表

自 平成 年 月 日
 (令和) 5年 / 月 / 日
 至 令和 5年 / 2月 3 / 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中商申告 自 平成 年 月 日)
 (令和 年 月 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円	
課税標準額	①	283273000	03
消費税額	②	22094748	06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④	13593780	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	13593780	
(④+⑤+⑥)			
控除不足還付税額	⑧		13
(⑦-②-③)			
差引税額	⑨	8500900	15
(②+③-⑦)			
中間納付税額	⑩	4680300	16
納付税額	⑪	3820600	17
(⑨-⑩)			
中間納付還付税額	⑫	00	18
(⑩-⑨)			
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
既確定税額			
差引納付税額	⑭	00	20
課税売上割	⑮	295873363	21
課税資産の譲渡等の対価の額			
資産の譲渡等の対価の額	⑯	327873363	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
控除不足還付税額			
差引税額	⑱	8500900	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	2397600	54
中間納付譲渡割額	㉑	1320000	55
納付譲渡割額	㉒	1077600	56
(㉑-㉒)			
中間納付還付譲渡割額	㉓	00	57
(㉒-㉑)			
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
既確定譲渡割額			
差引納付譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	4898200	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
		<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除			
基準期間の課税売上高	250,000 千円					
<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42
還す付るを金受附けようとする等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 郵便局名等					
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄						
税理士名	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖ = (11+22) - (8+12+19+23)・修正申告の場合㉖ = 14+25
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

※ 2割特例による申告の場合、⑬欄に⑪欄の数字を記載し、
 ⑱欄×22/78から算出された金額を㉒欄に記載してください。

課税標準額等の内訳書

整理番号	<input type="text"/>
------	----------------------

法人用

納税地	千代田区霞が関〇-〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキカイシャ
法人名	霞商会 株式会社
(フリガナ)	カシミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

自 令和 5年 / 月 / 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

至 令和 5年 / 2月 3 / 日

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	<input type="text"/>	02
	4 % 適用分	③	<input type="text"/>	03
	6.3 % 適用分	④	<input type="text"/>	04
	6.24 % 適用分	⑤	<input type="text"/>	05
	7.8 % 適用分	⑥	<input type="text"/>	06
(② ~ ⑥ の合計)		⑦	<input type="text"/>	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧	<input type="text"/>	11
	7.8 % 適用分	⑨	<input type="text"/>	12
	(⑧ ・ ⑨ の合計)	⑩	<input type="text"/>	13

消費税額	⑪	<input type="text"/>	22094748	21
※申告書(第一表)の②欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	<input type="text"/>	22
	4 % 適用分	⑬	<input type="text"/>	23
	6.3 % 適用分	⑭	<input type="text"/>	24
	6.24 % 適用分	⑮	<input type="text"/>	25
	7.8 % 適用分	⑯	<input type="text"/>	26

返還等対価に係る税額	⑰	<input type="text"/>	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ		<input type="text"/>	<input type="text"/>	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	<input type="text"/>	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	<input type="text"/>	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の合計)	㉔	<input type="text"/>	41
	4 % 適用分	㉕	<input type="text"/>	42
	6.3 % 適用分	㉖	<input type="text"/>	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉗	<input type="text"/>	44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉔~㉗欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		領5・1・1～領5・12・31		氏名又は名称		霞商会 株式会社	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 000		円 283,273,000		円 283,273,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第二表の⑤欄へ 0		※第二表の⑥欄へ 280,873,363		※第二表の⑦欄へ 280,873,363	
	内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①・2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /		※第二表の⑨欄へ 2,400,000		※第二表の⑩欄へ 2,400,000	
消費税額 ②		※第二表の⑮欄へ 0		※第二表の⑯欄へ 22,094,748		※第二表の⑰欄へ 22,094,748	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
控除 税額	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の㉔A欄の金額) 321,174		(付表2-3の㉔B欄の金額) 13,272,606		※第一表の④欄へ 13,593,780	
	返還等対価に係る税額 ⑤					※第二表の⑱欄へ	
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額 ⑤・1					※第二表の⑲欄へ	
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤・2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /				※第二表の⑳欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥					※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	321,174		13,272,606		※第一表の⑦欄へ 13,593,780	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		/		/		※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨		/		/		※第一表の⑨欄へ 8,500,900	
地方と消費 税の課税 標準額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩	/		/		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ	
	差引税額 (⑨) ⑪	/		/		※第一表の⑬欄へ ※第二表の㉑及び㉒欄へ 8,500,900	
譲渡 割納 額	還付額 ⑫	/		/		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
	納税額 ⑬	/		/		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 2,397,600	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課 税 期 間		領5・ / ・ / ~領5・ / 2・3 /	氏 名 又 は 名 称	霞 商 会 株 式 有 限 公 司
項 目		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A+B)
		円	円	円
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	0	280,873,363	280,873,363
免 税 売 上 額	②			15,000,000
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			295,873,363
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			295,873,363
非 課 税 売 上 額	⑥			32,000,000
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			327,873,363
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[90 %]
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨	6,160,000	185,793,600	191,953,600
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	355,911	13,174,299	13,530,210
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑪	0	8,033,400	8,033,400
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫	0	455,520	455,520
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬		2,400,000	2,400,000
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭		187,200	187,200
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮			
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑭ + ⑮ ± ⑯)	⑰	355,911	13,817,019	14,172,930
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑰ の 金 額)	⑱			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額)	⑲	0	10,921,206	10,921,206
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額)	⑳	355,911	2,605,715	2,961,626
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額)	㉑	321,174	13,272,606	13,593,780
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑱ の 金 額)	㉒			
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉓			
調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉔			
居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉕			
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、⑲) 又 は (⑳) の 金 額] ± ㉓ ± ㉔ ± ㉕ が プ ラ ス の 時	㉖	321,174	13,272,606	13,593,780
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、⑲) 又 は (⑳) の 金 額] ± ㉓ ± ㉔ ± ㉕ が マ イ ナ ス の 時	㉗			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉘			

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨、⑩及び⑬欄には、借引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3 ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。